

## 新型コロナウイルス対策（子ども・子育て関係）

### 相談・見守り体制の強化

- 長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談、社会的に孤立しがちなひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制を構築・強化
- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、児童相談所や市町村の体制を強化するとともに、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組に対して支援を行い、地域における見守り体制を強化
- 新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、助産師・保健師等による電話や訪問などの寄り添った支援を行うとともに、必要に応じ、不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルスの検査費用の補助、オンラインによる保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供等、妊産婦に対する総合的な支援を実施。乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減

### 経済的な支援

- 低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給
- 低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給

### 児童福祉施設に対する支援

- 児童福祉施設等において、自治体が児童福祉施設等へ配布する消毒液や子ども用マスク等の購入や施設の消毒の経費等を補助。また、感染が疑われる者を分離する必要がある児童福祉施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助
- 小学校の臨時休校に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等の場合に、追加で生じる費用について支援（内閣府予算）

## 1. 趣旨

- 長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちな児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

## 2. 事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルスの感染防止措置等に必要な費用を補助する。
  - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
  - 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
  - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
  - 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

## 3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助対象】 児童相談所、婦人相談所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

【基準額】 1か所当たり 100万円

【補助率】 1/2

### 例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

- ・ 感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



### 例② 相談支援機関における感染防止措置

- ・ 感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



## 目的

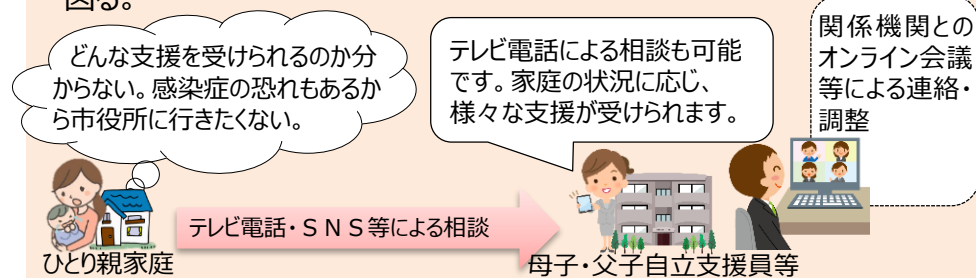
- 社会的に孤立しがちなひとり親家庭等からの相談に対応するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

## 支援の内容

- ひとり親家庭等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止措置等に必要な費用を補助する。
  - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
  - 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等の開設費用
  - SNS等を活用した相談窓口の開設費用
  - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
  - 感染予防のためのマスクや消毒液等の購入 等

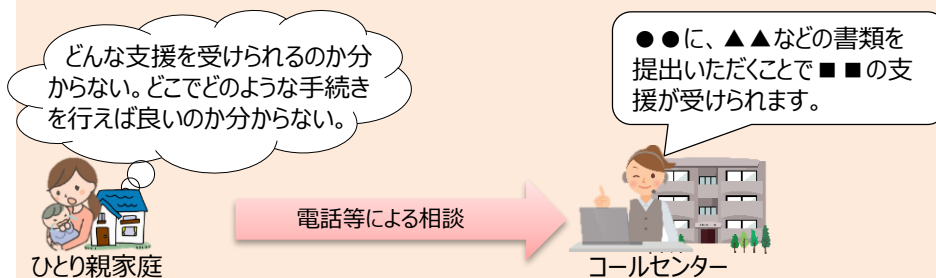
### 例① ICTを活用した相談支援や関係機関との連携

- ・ 感染防止の観点からテレビ電話やSNS等を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



### 例② 各種支援策の申請手続き等に関するコールセンターの開設

- ・ 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等を開設し、申請を支援。



## 補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ 感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1 自治体あたり 1,000千円	都道府県、市及び福祉事務所設置町村

# 支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

## 補助基準額

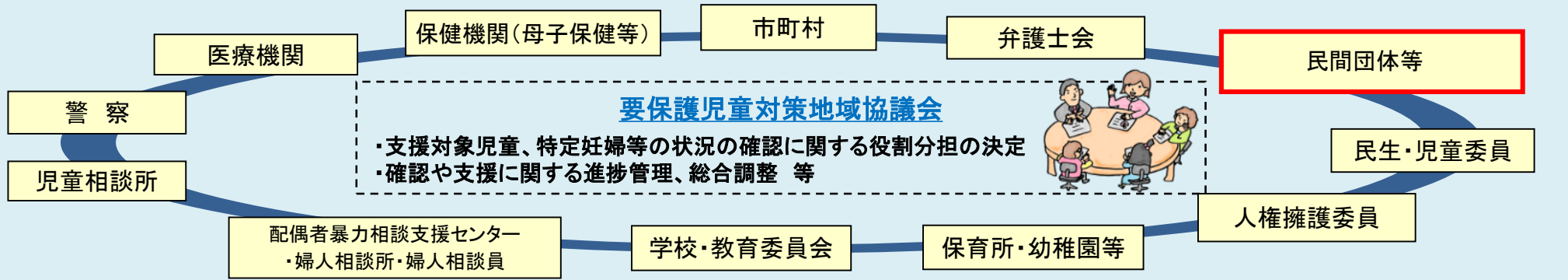
1か所当たり：9,723千円  
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

## 補助率

国：10/10（定額）

## 実施主体

市町村（特別区含む）



定期的な状況把握・支援

民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り体制の強化



支援対象児童等の居宅等

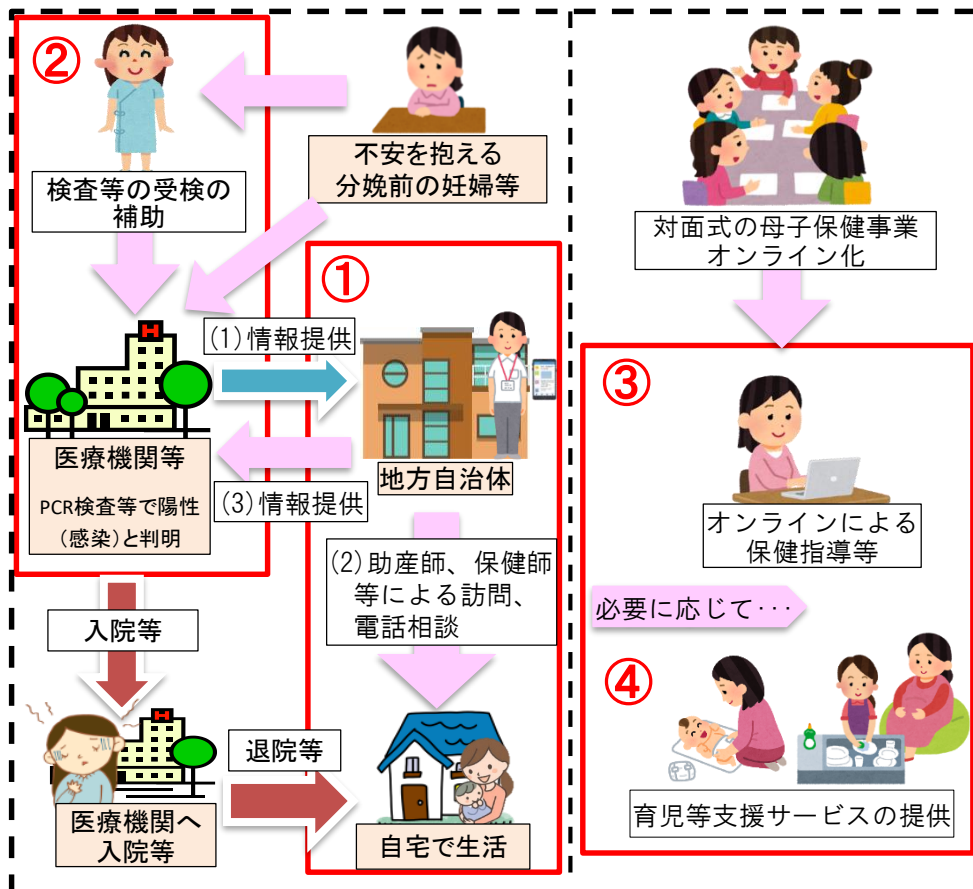
子育て支援を行う民間団体等※  
(子ども食堂、子ども宅食等)  
※要対協の構成員に限定しない



# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—

R2第三次補正予算：31億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



## 【事業内容】

### ① ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】  
新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

### ② 不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】  
不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

### ③ オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】  
オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

### ④ 育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】  
里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 幼児健康診査個別実施支援事業 —

R2第三次補正予算：15億円

## 事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

- 実施主体 : 市区町村
- 補助率（案） : 国 1 / 2、市区町村 1 / 2
- 補助単価（案） : 医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

### 1歳6か月児健診

#### ○ 健診内容

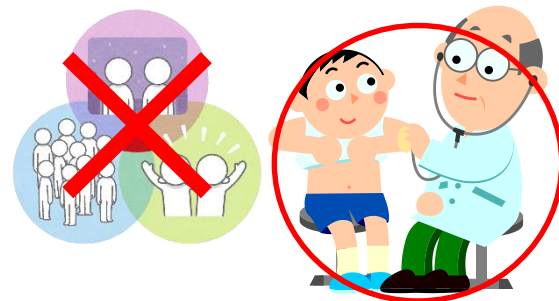
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

### 3歳児健診

#### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※令和2年度第三次補正予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。



# 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

## 1. 経緯

### ○2020年6月頃～

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施。【第2次補正予算】

〔①児童扶養手当受給者、②公的年金給付等受給者、③家計急変者に対し、以下の給付を実施。〕

- ・「基本給付」 5万円+第2子以降、1子あたり3万円
- ・「追加給付」 収入減少世帯に5万円（①②のみ、③は対象外）

### ○2020年12月

- 緊急調査（労働政策研究・研修機構（JILPT）に依頼。LINEリサーチのモニターに11月下旬に調査）で、ひとり親家庭の生活実態が依然として厳しいことが、改めて明らかとなった。

⇒ 12月4日の総理会見で、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の再支給を公表。【予備費】  
ほぼ全ての自治体で、昨年中に給付金の再支給を実施。

## 2. 支給状況(令和3年3月末時点)

- 令和2年度第2次補正予算分 1,020,953世帯へ、計915.3億円を支給決定済み。
- 令和2年度予備費分(再支給分) 1,020,853世帯へ、計669.5億円を支給決定済み。

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

## 1. 経緯

### ○2021年3月

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することを決定。

〔①児童扶養手当受給者等、②①以外の住民税非課税の子育て世帯に対し、1子当たり一律5万円を支給。〕

## 2. スケジュール

- ①低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（**申請不要**）  
※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ②その他低所得の子育て世帯：令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）  
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

## (1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**  
（その他低所得の子育て世帯）  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ  
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

## (3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）  
及び福祉事務所設置町村  
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

## (5) 予算額

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）  
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## (6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り5月までに支給（**申請不要**）  
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和3年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和3年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）  
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

## (2) 給付額

児童一人当たり一律**5万円**

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）  
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担



# ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

- ◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージを策定。

## 訓練受講中の生活費支援【拡充】

【月10万円】

※住民税課税世帯は月額70,500円  
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

### 【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

### 【見直し(案)】

**6月以上**の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC等)等

※対象拡大の特例は令和3年度限り

### 参考

高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費(月10万円)を給付する仕組み

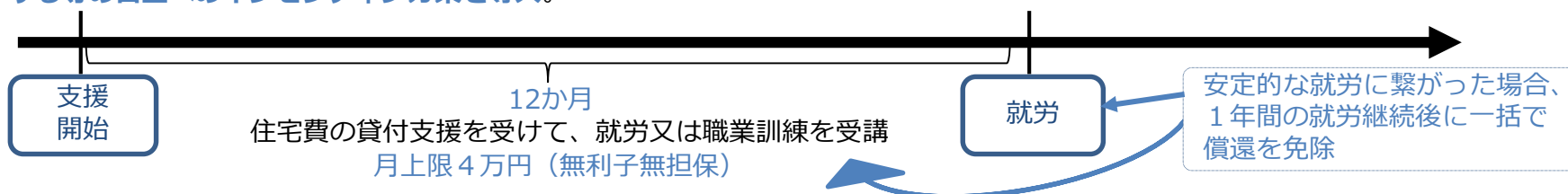
※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金(受講料の6割、上限年20万円)等の活用を促進。

## 就労訓練中の住宅費の支援【新規】

【月4万円】

- ◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借りに必要となる資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除**する等の自立へのインセンティブ方策を導入。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

## 目的

令和2年度第二次補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、予算額に不足が生じたため、不足分について措置するもの。

## 事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業  
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10

## 事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体 : 市区町村

■補助率 : 国 1 / 2、市区町村 1 / 2

### 1歳6か月児健診

#### ○ 健診内容

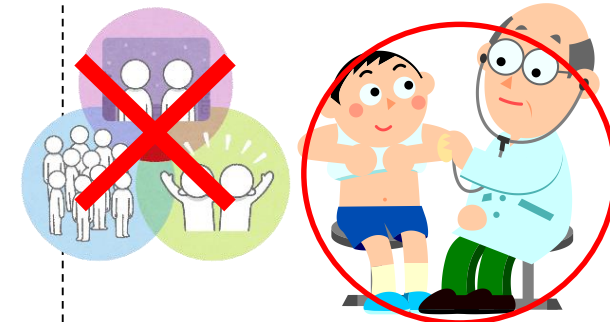
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

### 3歳児健診

#### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※左記法定健診の他、ほぼ全ての自治体を実施している  
3～4か月児健診も対象とする。



# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

## 目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第3次補正予算により実施するもの。

## 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回**30万円**  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回**10万円**  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
  - ② 男性不妊治療を行った場合は**30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

### 現行の支援制度

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで  
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

### 支援拡充案

- ✓ 所得制限：**撤廃**
- ✓ 助成額：1回**30万円**
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：**変更せず**

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2） ※安心こども基金を活用

※ 年金や医療保険等の社会保険制度においては、法律婚と事実婚を区別しておらず（例：年金の第三号被保険者制度、健康保険の扶養認定等）、保険適用への移行を見据え、不妊治療への支援についても同様に事実婚も対象とする。